

資料としての掲載のため、  
以下の箇所等を省いております。  
個人情報(氏名・住所・電話番号)  
10周年記念作文(P10～25)

# わが街つつが丘



昭和六十年十一月  
つつが丘自治会

## 目 次

ごあいさつ .....	1
つつじが丘の概要 .....	2
自治会 10 年間のあゆみ .....	6
10 周年記念作文 .....	10
自治会規約 .....	26
こんなとき どうしたらよいか .....	33

### 表 紙

題 字 ( 丁目 )

スケッチ ( 丁目 )

## 御 挨拶

秋の深まりを日一日と感じる今日この頃ですが、会員各位におかれましては益々御健勝のこととお慶び申し上げます。

本年は、既に御承知のように、私達の街「つつじが丘」に住民の手による自治組織が設立されてから、ちょうど10年目を迎えることとなります。

つつじが丘自治会は、当初準備委員会の検討のもと、昭和51年に第1回総会を戸数43戸でスタートさせて以来、10年目の現在(戸数704戸)まで、住環境の整備、保全、住民間の親睦を目的に、それぞれの年度計画に基づき活動を続けてまいりました。

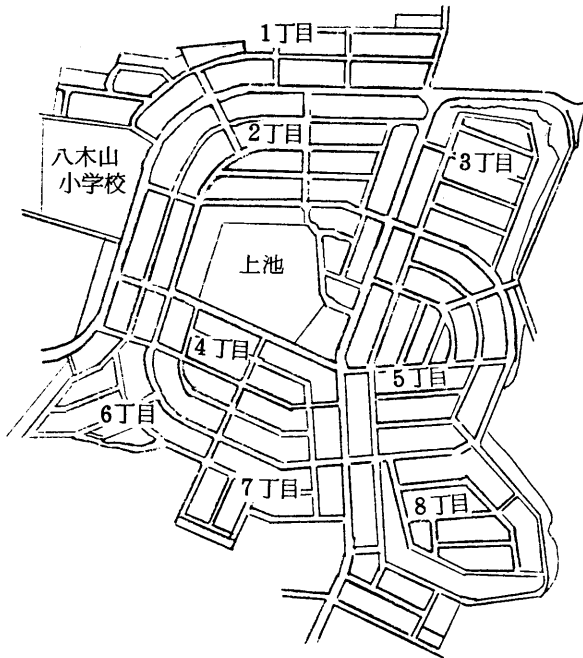
街路燈もほとんどなく、人家もまばらであった初期の段階から比べ、格段に住環境の整備も進められてまいりましたことは、ひとえに会員各位をはじめ、この10年間に約300世帯もの人が、自治会役員、班長の職務を行っていただいたという熱意の賜物だと思います。

今回、自治会設立10周年を記念してこの小冊子を発行した訳ですが、これまでの10年の歩みをふりかえると共に、今後も住民自治のもとに進められる街づくりの糧になれば幸いと考えています。

昭和60年11月

会 長

## つつじが丘の概要



団地造成：昭和47年4月

分譲開始：昭和48年

入居戸数：1,200戸(予定)

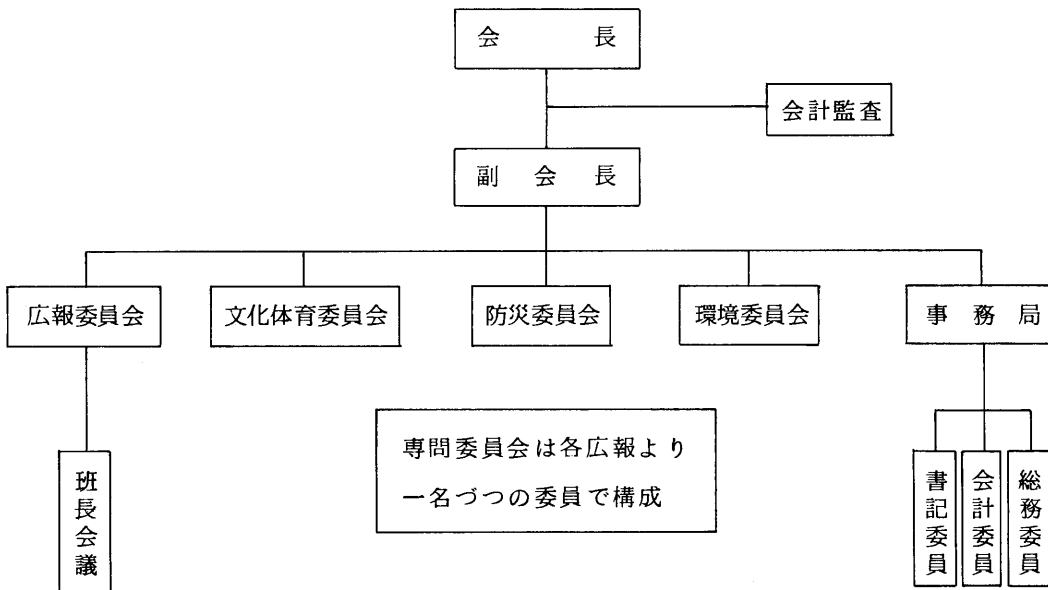
つつじが丘の公共施設

- 八木山小学校 (1丁目)
- 自治会集会所 (4丁目)
- 鶴沼地区体育館(4丁目)
- 汚水処理施設 (8丁目)

つつじが丘の公園

- 八木山公園
  - 上池公園
  - 中央公園
  - 東公園
  - 西公園
  - 南公園
  - 北公園
- 計 7カ所

### つつじが丘自治会組織と関係団体名



## 自治会関係団体名

寿 会（老人会）

子供会（八木山校下，各広報単位）

婦人会

八木山校下育成会

社会福祉協議会八木山支部

体育振興会

八木山小，鵜沼中，P T A

各種同好会

ソフトボール

バレーボール

園 芸

民 謡

体 操

ゴルフ

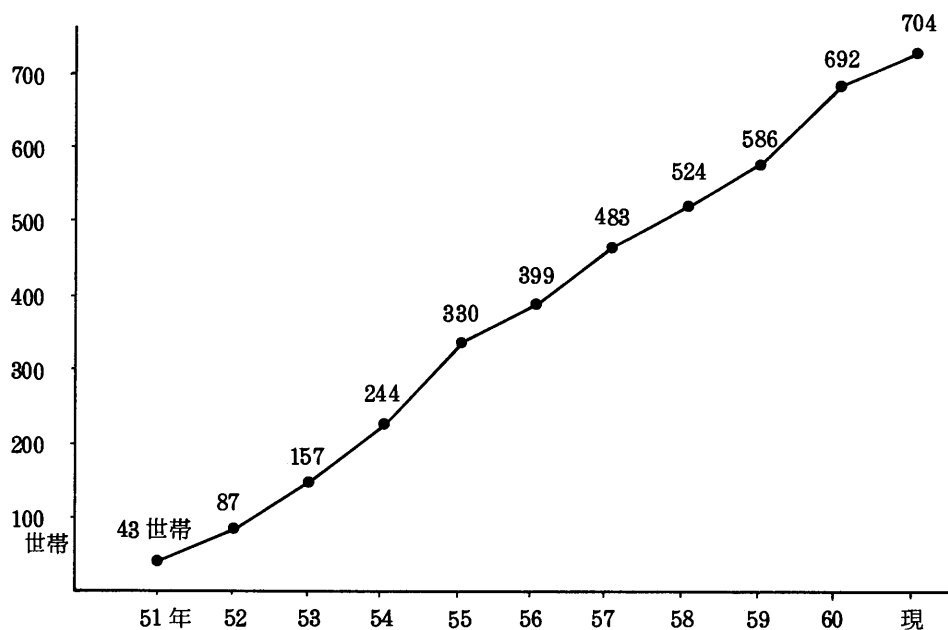
## 現在の入居世帯数（昭和60年8月末現在）

丁 目	世 帯 数	丁 目	世 帯 数
1 丁 目	67 世帯	5 丁 目	82 世帯
2 丁 目	125 "	6,7 丁目	149 "
3 丁 目	70 "	8 丁 目	100 "
4 丁 目	111 "		

計 704 世帯

—昭和60年9月実施のアンケート調査による—（634世帯／704世帯≒90.8%）

### (1) 入居世帯数の推移



(2) 家族構成と人口 (アンケート集約数 618世帯分)

1人	3世帯	3人
2人	51 " × 2	102人
3人	109 " × 3	327人
4人	325 " × 4	1,300人
5人以上	130 " × 5	650人
	618世帯	2,382人

※ 但し、704世帯の人口は、約2720名

(3) 年齢構成

幼児数	290人	20代	113人
小学生	345人	30代	640人
中学生	203人	40代	510人
高校生	164人	50代	212人
大学生	72人	60才以上	165人

(4) 世帯主の勤務地

各務原市内	14.5%	市外	85.5%
-------	-------	----	-------

(5) つつじが丘にこられる前の居住地は

各務原市内	18.8%	市外	81.2%
-------	-------	----	-------

(6) つつじが丘の居住環境に

十分満足している	5 %
満足している	24 %
普通である	59 %
特に関心がない	1 %
不満がある	11 %

(7) これまでの自治会役員，班長の経験世帯数

294 世帯

(8) 自治会行事に参加したことがありますか。

1	公園清掃	99 %
2	春，秋の大掃除	97 %
3	盆おどり	82 %
4	防災訓練	81 %
5	運動会	76 %
6	球技大会	42 %
7	市民展	30 %



## 自治会 10 年間のあゆみ

年 度	主 な 出 来 事
<p style="text-align: center;">51</p> <p>(51.4.1 ～52.3.31)</p> <p>つつじが丘 全体で1広 報会でスタ ート</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「興人つつじが丘広報自治会」設立(51.3.28)第一・二種合同総 会</li> <li>○臨時総会(51.8.22) <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会基金引継の件 51.8.26付で名儀引継決定 世話人・江川適(興人)→自治会長名儀</li> <li>・汚水処理施設の管理移行の件 全住宅数1200戸の55%に達した時“自主運営”を前提に興人 と協議する旨「覚書」を締結する。</li> <li>・自治会規約一部変更 専門部に各々長を置く。</li> </ul> </li> <li>○汚水処理料金の改訂(52.1.29) <ul style="list-style-type: none"> <li>一戸(5人家族)当り800円を1,200円、1人増すごとに200 円にとの案に対し1,000円、1人増すごとに150円、集金業務は 会が代行することで決定をみる。</li> </ul> </li> <li>○運動会スタート</li> <li>○団地内清掃スタート</li> <li>○防火訓練スタート</li> <li style="text-align: center;">※自治会創成期</li> </ul>
<p style="text-align: center;">52</p> <p>(52.4.1 ～53.3.31)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○八木山小学校開校</li> <li>○不燃物、可燃物の集積場所7カ所設置(52.5.9) <ul style="list-style-type: none"> <li>当初3カ所にプラス4カ所</li> </ul> </li> <li>○「班長会議」試験的に発足(52.5.30)</li> </ul>

年 度	主 な 出 来 事
	<p>“連帯意識の高揚”は行事のみならず組織面でも機能する体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○盆おどり大会スタート(52. 8. 6～7)</li> <li>盆おどりのヤグラ会員有志の協力で作る。</li> <li>新日鉄の輸入する鉄のクッション材(北欧もの)によりつくられた。</li> <li>○団地内主要道路交通標識発効(52. 9. 1)</li> <li>○「つつじが丘防護団」発足(52. 10. 16)</li> <li>○岐阜バス開通(52. 11. 14)</li> <li>○仮設集会所(現倉庫, プレハブ)建設(53. 2)</li> <li>興人・竹中土木の協力を得る。</li> </ul>
<p>53 (53. 4. 1 ～54. 3. 31)</p> <p>2 広報会に なる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「班代表者会議」正式発足 事務局に総務・広報をおく。</li> <li>○八木山大火災(53. 4. 22)</li> <li>○「公園管理」興人より市へ移管される(53. 4. 26)</li> <li>○「団地内公園清掃の委託」につき役員会決議(53. 5. 13)</li> <li>月2回の清掃, 年2回の除草作業に対し市から報酬として年間22万円が支給される(53. 7より実施)。</li> <li>○「各種団体認可基準」発効(53. 9. 1)</li> <li>子供会, 同好会(ソフトボール, バレーボール)への助言助成</li> <li>○緑化対策スタート(53. 12. 3)</li> <li>各公園に桜の木16本植樹, 正式に予算化するの第4期より</li> <li>○球技大会スタート</li> <li>※“新しい街に新しいふるさとを”自治会のメインテーマとする。</li> </ul>
<p>54 (54. 4. 1 ～55. 3. 31)</p> <p>3 広報会に なる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治会の名称を「つつじが丘自治会」と改称する。</li> <li>○「集会所建設準備委員会」発足(54. 7)</li> <li>○松が丘自治会と初の懇親会(54. 9)</li> <li>○八木山校下大運動会スタート(54. 10)</li> <li>○つつじが丘集会所竣工(55. 3)</li> <li>○規約改正</li> </ul>

年 度	主 な 出 来 事
	<p>(1) 事務局の1部門としての「広報委員」を現在の「広報部」とする。</p> <p>(2) 会費300円を500円に、入会金500円を1,000円とする。</p> <p>○消火器のあっせんはじまる。</p> <p>※地域的な発展, 近隣自治会との関係強化の年</p>
<p>55 (55.4.1 ～56.3.31)</p> <p>4 広報会に なる。</p>	<p>○速度制限標識〈団地内20K〉設置(55.5)</p> <p>○“ヒメヤスデ”団地内異常発生, 同駆除対策におわれる(55.7)</p> <p>不快害虫薬剤のあっせんはじめる。</p> <p>○不在地主(2種会員)へ空地清掃の要請文書送付(55.10)</p> <p>○「八木山校下青少年育成会」組織される(55.9.5)</p> <p>○「八木山連合広報会」鶴沼地区より分離独立(55.7)</p> <p>○「八木山校下子供会」発足(55.4)</p> <p>○八木山クロスカントリースタート(育成会主催 56.1)</p> <p>○春のハイキング大会開催</p> <p>※「八木山校下」としての活動、ウェイト増す。</p>
<p>56 (56.4.1 ～57.3.31)</p> <p>5 広報会に なる。</p>	<p>○不在地主草刈り依頼(56.5)(56.9) 以後毎年実施</p> <p>○八木山サマーフェスティバル・スタート(育成会主催 56.7)</p> <p>○園芸同好会(56.11)民謡同好会(56.12)発足</p> <p>○「班長会議」後期より広報区ごとに開催する。</p> <p>※日常的なコミュニケーション作りを重視し広報区単位の活動に重点をおく。</p>
<p>57</p>	<p>○広報区ごとの行事が全広報区で行われる。</p> <p>(第1広報)夏まつり (第2)宝さがし, ドッジボール大会</p> <p>(第3)餅つき大会 (第4)つつじ植樹 (第5)藤棚づくり</p> <p>○つつじが丘市民展スタート(57.11)</p> <p>○交通安全映画会開催 (57.11)</p>

年 度	主 な 出 来 事
58 (58. 4. 1 ~59. 3. 31)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○つつじが丘集会所増築検討委員会発足(58. 8)</li> <li>○自治会テント購入</li> <li>○各公園に物置設置</li> <li>○広報区行事                (第1)みかん狩 (第2)バーベキュー大会 (第3)餅つき大会                (第4)つつじ植樹 (第5)班別の茶話会</li> <li>○汚水料金値上げ 1.000円→1.600円 (59. 2)</li> <li>○団地内交通安全, 危険箇所のチェックシート作成関係機関に申し入れ                (58. 11)</li> </ul>
59 (59. 3. 31 ~60. 4. 1) 6 広報会に なる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○規約改正 副会長 1名 → 2名</li> <li>○鶉沼地区体育館(仮称)建設問題で論議</li> <li>○鶉沼地区体育館(仮称)着工(59. 10.)</li> <li>○団地新聞“タイムズつつじが丘”発刊される。</li> <li>○自治会組織等諮問委員会発足</li> </ul>
60 (60. 4. 1 ~61. 3. 31) 7 広報会に なる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○つつじが丘自治会発足10周年記念行事準備委員会発足</li> <li>○汚水処理施設の管理移行の件で興人より申し入れ, 入居者が55%に達したので「覚書」により自治会へ移管したい旨申し入れがあった。</li> <li>○鶉沼地区体育館竣工(60. 9. 21)</li> <li>○住民アンケート実施(60. 9.)</li> <li>○懸賞作文募集(60. 9.)</li> <li>○つつじが丘自治会発足10周年記念式典, 記念植樹(60. 11)</li> </ul>

資料としての掲載のため、  
以下の箇所等を省いております。  
個人情報(氏名・住所・電話番号)  
10周年記念作文(P10～25)

# つつじが丘自治会規約

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は「つつじが丘自治会」と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会の事務所はつつじが丘集会所に置く。

(構 成)

第 3 条 本会は次の会員により構成する。

(1) 第 1 種会員

つつじが丘住宅地内に居住する者。

(2) 第 2 種会員

つつじが丘住宅地内に宅地を所有する居住しない者。

(目 的)

第 4 条 本会は会員の自治活動を通じ、本住宅地内の生活環境の保全及び改善をはかるとともに、会員相互の親睦と連帯の向上をはかり、明るく楽しい町づくりを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

(1) 本住宅地内の生活環境及び公益施設の保全、改善に関する事項。

但し、汚水処理施設の維持、管理を除く。

(2) 本住宅地内の防火、防犯及びその他の防災に関する事項。

(3) 文化体育等の活動並びに老人会、婦人会、子供会等の会及び各種の同好会の活動に対する助言、助成。

(4) 会員の保健衛生並びに福祉に関する事項。

(5) 近隣の広報自治会等との関係、協調並びに行政機関等に対する折衝。

(6) 集会所の管理運営。

(7) その他本会の目的達成に必要な事項。(但し、政治、宗教に関する活動を除く。)

(機 関)

第 6 条 本会は第 4 条の目的達成及び第 5 条の事業遂行のため、次の機関を置く。

- (1) 事業遂行の総括機関として会長、副会長を置く。
- (2) 事業の企画立案及び会計、記録等の活動を行う機関として事務局を置く。
- (3) 広報活動、班の把握を行う機関として広報委員会を置く。
- (4) 環境保全、防災、文化体育等の活動を行う機関として専門部を置く。

## 第 2 章 会員の権利及び義務

( 権 利 )

第 7 条 会員は次の権利を有する。

- (1) 会員は役員を任免することができる。
- (2) 会員は役員に選出されることができる。
- (3) 会員は本会の一切の活動及び会計に関し記録を閲覧し、又は説明を求めることができる。

( 義 務 )

第 8 条 会員はこの規約を遵守するものとする。

2. 会員は自治会の目的を理解し、明るい町づくりのために互いに協力するものとする。
3. 会員はこの規約の定める会費等を納付しなければならない。  
但し、第 2 種会員についてはこの限りでない。

## 第 3 章 総 会

( 機 能 )

第 9 条 総会は本会の最高決議機関とし、全会員で構成し、次の事項について報告及び審議決定する。

- (1) 年間活動報告並びに決算の承認。
- (2) 年間活動方針及び予算の決定。
- (3) 規約の改正。
- (4) 役員任免。
- (5) 自治会基金の元本の処分に関する事項。
- (6) その他運営上の重要事項。

( 定例総会及び臨時総会 )

第10条 総会は定例総会と臨時総会とし、定例総会は毎年1回4月に開催し、臨時総会は必要に応じ開催する。

( 招 集 )

第11条 定例総会は会長がこれを招集する。

2. 臨時総会は会員の3分の1以上から請求のあった時又は、役員会が必要と認めた時、会長がこれを招集する。

3. 招集通知は開催の少くとも2週間前より審議事項とともに本会掲示板に掲示し行う。

( 議 決 権 )

第12条 第1種会員は全ての事項について議決権を有する。

2. 第2種会員は総会に出席し発言できるが、第9条第5項についてのみ議決権を有する。

( 議 長 )

第13条 議長は出席した会員の中から1名選出する。

( 定 足 数 )

第14条 総会は第1種会員の過半数の出席により成立する。

但し、第9条第5項について審議する場合は、第2種会員を含む全会員の過半数の出席により成立する。

なお、委任状をもって出席に代えることができる。

( 議 決 )

第15条 議事は議決権を有する出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

## 第 4 章 役員，委員及び班長

( 定 数 )

第16条 本会は次の役員，委員及び班長を置く。

(1) 役 員

会長 1名， 副会長 2名， 会計監査 2名

(2) 委 員

A 事務局には総務，会計，書記の業務に関し夫々若干名の委員を置く。

B 広報委員会には、各広報区ごとに正，副の長を定め、更に互選で連合広報会長を定める。



- C 専門部には防災、環境、文化体育の専門委員会を置き夫々に委員長を1名、委員を若干名置く。

(3) 班 長

会員数に応じ班を設置し、夫々1名の班長を置く。

(任 務)

第17条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長が任務に支障ある場合はその任務を代行する。
3. 会計監査は会計を監査する。
4. 委員及び班長の任務は別に定める。

(選 任)

第18条 役員は総会において選出される。

2. 委員は会長が任命する。
3. 班長は各班毎に互選する。

(任 期)

第19条 役員、委員の任期は1カ年とし、班長の任期は6カ月とする。

但し、再任を妨げない。

2. 任期中に補充により選任された役員等の任期は前任者の残存期間とする。
3. 役員等は任期が満了した時、後任者が就任するまでの間前任者がその任務を行うものとする。

## 第 5 章 役 員 会

(機 能)

第20条 役員会は総会で決定された活動方針の執行並びにその他の事業計画の決定及び執行その他本会の目的を達成するために必要な事項を処理する。

(招 集)

第21条 役員会は原則として毎月1回会長がこれを招集する。

2. 役員及び委員の3分の1以上から請求のあった時は臨時に役員会を開催する。

(構 成)

第22条 役員会は会長、副会長並びに事務局各委員より夫々1名、各区広報会長及び各区副広報会長、専門部の委員長又は委員長の指名する代理の委員夫々1名により構成する。

(議 長)

第23条 役員会の議長は事務局総務委員とする。

(定 足 数)

第24条 役員会は第22条に定める構成員の過半数をもって成立する。

(議 決)

第25条 役員会の議事は出席した役員及び委員の過半数をもって決し、可否同数の時は会長がこれを決する。

## 第 6 章 委員会，専門部会

(機 能)

第26条 各委員会，専門部会は次の機能を有する。

- (1) 年間活動計画の円滑な遂行。
- (2) 役員会、班代表者会議で決定提起された事項の検討、促進。
- (3) 役員会決定事項の各委員への周知徹底。

(招 集)

第27条 各委員会，専門部会は必要に応じ各委員長がこれを招集する。

(議 長)

第28条 各委員会，専門部会の議長は各委員長とする。

(構 成)

第29条 各担当委員全員をもって構成する。

必要に応じ、会長，事務局担当委員が出席する。

## 第 7 章 班代表者会議

(機 能)

第30条 班代表者会議は原則として各広報区ごとに開催し次の機能を有する。

但し、役員会の決定にもとづき、連合班代表者会議を開催することができる。

- (1) 各班の問題を提起し、相互の意見を調整する。
- (2) 役員会で決定した事項及び行政機関からの広報事項について班内会員へ周知する。

(招 集)

第31条 班代表者会議は原則として毎月1回各区会長がこれを招集する。

2. 班長の3分の1以上から請求のあった時は臨時に班代表者会議を開催する。

(議長)

第32条 班代表者会議の議長は副広報会長とする。

(構成)

第33条 広報区内各班より班長又は班長の指名する代理の者1名が出席する。当該広報区内、全委員が出席する。(構成メンバーの中から書記、会計担当者を選出する。)

## 第 8 章 会 計

(経費)

第34条 本会の経費は第1種会員の納付する入会金及び会費並びにその他の収入をあてる。

(入会金及び会費)

第35条 入会金及び会費は次の通りにする。

- (1) 入会金及び会費は次の通りにする。
- (2) 会費は1世帯当月額500円とし、毎月納付する。

但し、月の途中で入居した場合の会費は入居日が15日以前の場合に限り、その月分から納付するものとする。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第 9 章 各 種 団 体

(各種団体の育成)

第37条 本会は会員相互の親睦と連帯の向上をはかり、明るく楽しい町づくりの目的のため婦人会、子供会等の会及び各種同好会の活動に対し、助言、助成を行う。

(各種団体の認下基準)

第38条 本会は各種団体の設立趣旨が本会の目的に合致すると認めた時、本会の認可団体とする。

2. 認下基準は別に定める。

## 第 10 章 福 祉

( 福 祉 )

第 39 条 本会は会員の死亡又は罹災に対し弔慰金又は見舞金を贈る。

## 第 11 章 集 会 所

( 管理運営 )

第 40 条 集会所の管理運営には、事務局総務委員があたる。

2. 管理運営規則は別に定める。

( 附 則 )

1. 本規約は昭和 55 年 4 月 6 日より施行する。
2. 本住宅地内に建物その他の施設を所有し、居住はしないが教育、宗教、販売等の活動を行う場合は、会員に準じた義務を負うものとする。
3. 一部改定、昭和 56 年 4 月 3 日
4. 一部改定、昭和 59 年 4 月 1 日

## こんなとき どうしたらよいか

### 地域の施設を利用する場合

つつじが丘集会所や地区体育館について

いずれも使用申し込みが必要ですから事前に管理員の方へ連絡して下さい。

(集会所の鍵は、広報会長に借りてください)

○冠婚葬祭等でご利用されることもできます。

まず広報会長にご相談ください。

○使用の際はご近所の迷惑にならぬよう心がけたいものです。

(使用時間等必ず守りましょう)

○車の使用はしないで徒歩でお願い致します。

○使用後の安全チェック、特に火の元には用心してください。

### こんなときは、ここへ連絡を！

○街路灯が消えていたら、各町内の防災委員に知らせてください。

○ゴミステーション、ペット等のことについては、各町内の環境委員にご相談ください。

○草刈機等清掃用具が必要なときは借りることができます。各町内の環境委員におたずねください。

その他、日常の暮らしの中でお困りのこと、わからないことなどありましたら、何なりと班長におたずね下さい。

### 非常ベル設置場所

つつじが丘集会所玄関左側に設置されています。

団地内で火災が発生した場合このベルで広く住民の方に知らせることができます。

だれにでも押せます

速かに!!

○不審な車、押し売りにも注意しましょう。

（参考までに自治会では、消火器，不快害虫に対する薬剤のあっせん）  
のみ取り行っています。

### つつじが丘は自然に恵まれています

山や池，公園は住民の安らぎといこいの場です。次のようなことにも心がけたいものです。

### 八 木 山

山中での火の使用は一切禁止です。たばこの火は恐しい山火事の原因ともなります。細心の注意を払ってください。又、むやみに山の植物を抜いたり枝を折ったりすることもやめましょう。子供だけの入山もできないことになっております。

### 公 園

公園の陽だまりは幼児やおとしよりの遊びといこいの場です。ゴミを捨てたり、空ビン等を放置しておくとか割れて危険です。あたたかい心くばりをお願いします。又、公園内での犬の散歩は固くお断り致しております。  
○行事等で公園を使用される場合は広報会長へご連絡ください。特に火を使用される場合は手続きも必要です。

### 池

水面に体育館の影を写す上池，山の小鳥が遊ぶ奥池等大小の池が団地のあちこちにあります。池の囲りは危険です。柵の中へ入っているような子供には声をかけていただきたいと思います。

なお、松ヶ丘のいちご池は魚つり場として解放されておりますが、規則を必ず守りましょう。

育成会会長，八木山小PTA会長，八木山小学校でおたずね下さい。

## そ の 他

3 頁にご紹介しましたようにつつじが丘には、いろんな同好会があります。  
趣味を生かし、健康な体づくりのためにもぜひご参加ください。楽しいですよ！

### 暮らしに役立つ電話メモ



警 察 1 1 0	消 防 1 1 9
地域救急医療センター	82-3799 (みんなの救急)
( 休日診療所の案内もしてくれます )	
市 役 所	83-1111
鵜 沼 支 所	84-2111
鵜沼警部補派出所	84-0110
東 消 防 署	84-1191
東 郵 便 局	84-3059
鵜沼電報電話局	70-2000
名鉄新鵜沼駅	84-0142
国鉄鵜沼駅	84-0024
岐阜バス案内	70-3111
八木山小学校	84-8963
鵜沼中学校	84-0323



つつじが丘自治会

10周年記念文集

発行：つつじが丘自治会